

青森県報

第六百三十四号

令和五年
七月十日
(月曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医師の指
定の取消し…………… (同) …… 一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定
が生活習慣病・
対策課…………… 一
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス
事業の廃止の届出…………… (高 齢 福 祉
保 險 課) …… 二
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防
サービスの届出…………… (同) …… 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律による自立支援医療機関の指定…………… (障 害 福 祉 課) …… 三
- 保安林の指定…………… (林 政 課) …… 三
- 道路の区域の変更…………… (道 路 課) …… 三
- 証紙売りさばき人の指定…………… (会 計 管 理 課) …… 四
- 右 同…………… (同) …… 四
- 証紙売りさばきの廃止…………… (同) …… 四
- 右 同…………… (同) …… 五
- 県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定…………… (農 村 整 備 課) …… 五
- 青森県市町村職員共済組合公告…………… (市 町 村 課) …… 五

正 誤

告

示

○令和五年六月二十八日号外第六十三号告示中…………… (財 政 課) …… 七

青森県告示第四百二十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号)第二十一条第一号の規定により公表する。

令和五年七月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定医師の区分	氏名	名称	所在地	診療科名	指定期月日
難病指定	林 彰仁	はやし呼吸器・総合内科クリニック	八戸市大字沢里一丁目二二	内科、呼吸器内科	令和五・三・三〇
難病指定	筑紫 泰彦	八戸赤十字病院	八戸市大字田面木字中明戸二	血液内科	五・五・九
難病指定	水尻 毅	協立クリニック	青森市東大野二丁目二の二	内科	五・六・六
難病指定	鎌田 槓	十和田市立中央病院	十和田市西十二番町一四の八	小児科	五・六・二五
難病指定	大久保 幸宗	八戸市立市民病院	八戸市田向三丁目一の一	小児科	五・六・二〇



青森県告示第四百二十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二十一号）第二十条第四項の規定により、次の指定医についてその指定を取り消したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

令和五年七月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区指定医の 分	氏名	主として指定難病の診断 を行う医療機関		診療 科 名	指 定 消 滅 日
		名	所 在 地		
医難病指定	神尾 卓哉	弘前大学 医学部 附属病 院	弘前市 大字 本町 五三	小児科	令和 五・四・一
医難病指定	有末 篤弘	八戸赤十字 病院	八戸市 大字 田面 木字 中明戸二	外科	〃
医難病指定	島田 雅仁	深浦町国民 健康保険 深浦診療 所	西津軽郡 深浦町 大字 戸字 家野 上〇四の三	内科、 外科	〃
医難病指定	威 美玲	ろくごう整 形外科リハ ビリテー ションク リニック	八戸市 小中野 一丁 目四の五二	整形外科	五・五・二 元

青森県告示第四百三十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和五年七月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定居宅サービス事業者 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サービス の種類	名称	所在地	廃止の 年月日
社会福祉 法人宏仁 会	東津軽郡 平内町 大字小湊 字薬師 堂六三の二三	福祉用 具貸与	清風荘 福祉用 具レンタル サービス	東津軽郡 平内町 大字小湊 字薬師 堂六三の二三	令和 五・六・二五
株式会社 白石医療 器	弘前市 大字神 田五丁目 八の五	福祉用 具貸与	株式会社 白石医療 器	弘前市 大字神 田五丁目 八の五	令和 五・五・三
株式会社 白石医療 器	弘前市 大字神 田五丁目 八の五	特定福 祉用具 販売	株式会社 白石医療 器	弘前市 大字神 田五丁目 八の五	〃
有限会社 ワイエム スリー	弘前市 大字中 野一丁目 九の一	居宅福 祉管理 指導	あおぞら 調剤薬局	弘前市 大字中 野一丁目 九の一	〃

青森県告示第四百三十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第一百五十五条の十第二号の規定により公示する。

令和五年七月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定介護予防サービス 事業者 氏名又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ビス の 種類	名称	所在地	廃止の 年月日
社会福祉 法人宏仁 会	東津軽郡 平内町 大字小湊 字薬師 堂六三の二三	介護予 防福祉 用具貸 与	清風荘 福祉用 具レンタル サービス	東津軽郡 平内町 大字小湊 字薬師 堂六三の二三	令和 五・六・二五

社会福祉法人ファミリー	株式会社白石医療器	株式会社白石医療器	株式会社白石医療器
三戸郡五戸町字姥堤三四の一	弘前市大字神田五丁目八の五	弘前市大字神田五丁目八の五	弘前市大字神田五丁目八の五
介護予防訪問介護入浴介護	特定介護予防福祉用具販売	介護予防福祉用具販売	介護予防福祉用具販売
五戸ハピネス	株式会社白石医療器	株式会社白石医療器	株式会社白石医療器
三戸郡五戸町字姥堤三四の一	弘前市大字神田五丁目八の五	弘前市大字神田五丁目八の五	弘前市大字神田五丁目八の五
五・六・九	〃	五・五・三	五・五・三
五・六・三〇	〃	五・五・三	五・五・三

青森県告示第四百三十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和五年七月十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	指 定 日
なごみ薬局	八戸市田向四丁目一七の二六	令和五・七・一
りんどう薬局	八戸市吹上三丁目五の二	〃
テルス薬局弘前東	弘前市大字境関字西田二八の一	五・七・一六
調剤薬局ツルハドラッグ十和田中央店	十和田市稲生町一三の三九	五・七・一

訪問看護ステーションマザー

青森市妙見三丁目一の一四

〃

青森県告示第四百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和五年七月十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 保安林の所在場所

東津軽郡平内町大字口広字口広沢一六六の九二

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第四百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年八月九日まで青森県県土整備部道路

課において一般の縦覧に供する。

令和五年七月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

図面 番号	道路 種類	路線名	変更の区間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	東北横浜線	上北郡六ヶ所村大字尾駮字前田三二の一から 上北郡六ヶ所村大字尾駮字表館二二の二三まで	上北郡六ヶ所村大字尾駮字前田五二の二から 上北郡六ヶ所村大字尾駮字表館二二の二三まで	前	六・八五メートルから 五三・五五メートルまで	一、一三五・〇〇メートル	
			上北郡六ヶ所村大字尾駮字前田五二の二から 上北郡六ヶ所村大字尾駮字表館二二の二三まで	上北郡六ヶ所村大字尾駮字表館二二の二三まで	後	一一・八五メートルから 四二・五〇メートルまで	一、六二八・七三メートル	

青森県告示第四百三十五号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第二項の規定により告示する。

令和五年七月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
八戸市石堂一丁目一九の一
日下 敏哉
- 二 売りさばき場所
八戸市妙字大開五の二二七
- 三 指定年月日
令和五年七月一日

青森県告示第四百三十六号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和

三十九年四月青森県条例第十号）第六条第二項の規定により告示する。

令和五年七月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 売りさばき人の住所及び名称
つがる市柏稲盛岡本二四
合同会社津軽自動車学校
- 二 売りさばき場所
つがる市柏稲盛岡本二四
- 三 指定年月日
令和五年七月一日

青森県告示第四百三十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和五年六月三十日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和五年七月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 売りさばき人の住所及び名称
つがる市柏稲盛岡本二四
株式会社津軽モータースクール
- 二 売りさばき場所
つがる市柏稲盛岡本二四

青森県告示第四百三十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和五年六月三十日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和五年七月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 売りさばき人の住所及び名称
三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠六の二五四
有限会社シー・エスプロダクツ
- 二 売りさばき場所
八戸市妙字大開五の二二七

公 告

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、西田沢大堤地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（緊急防災工事））の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の

規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この緊急防災工事計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この緊急防災工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、緊急防災工事計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和五年七月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 縦覧に供する書類
緊急防災工事計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和五年七月十一日から同年八月八日まで
- 三 縦覧の場所
青森市役所

雑 報

青森県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法第二十二條第三項及び同法施行規程第六十七條の二並びに青森県市町村職員共済組合法第五條の規定に基づき、令和四年度決算の要旨を公告する。

令和五年七月十日

青森県市町村職員共済組合
理事長 平 田 博 幸

令和4年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務 組合等	合計
10	22	8	28	68

2 組合員数、標準報酬の月額、標準期末手当等の額は、次のとおりである。

組合員の種別	一般	短期	市町村長	特定消防	長期	後期高齢者等短期	市町村長長期	任意継続	合計
組合員数(人)	16,772	6,344	35	2,464	8	17	4	286	25,930
標準報酬の月額(百万円)	6,308	1,022	27	977	9	3	3	94	8,443
一人当たり平均標準報酬の月額(円)	376,117	161,105	760,000	396,575	1,061,250	199,882	750,000	329,727	325,616
標準期末手当等の額(百万円)	22,246	939	102	3,420	12	2	12	0	26,733

3 組合職員の数、次のとおりである。(単位:人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	計
人員	22	3	1	1	2	1	30

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位:千円)

科目	経理											
	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
(収入)												
負担金	6,381,218	15,497,506	811,259	114,506			217,938	176,117				
掛金・組合員保険料	6,487,693	9,866,606	811,249					172,651				
施設収入・商品売上									246,226			
連合会交付金							95,454				150	
組合員貸付金利息											24,912	
受託商品手数料												8,877
利息及び配当金					7,489	38,396	751	12,079	1	915,324		
その他収入	672,794						25	2,320	65,498	144,389		39
他経理から繰入金							29,000		250,000			
前年度繰越支払準備金	893,238											
計	14,434,943	25,364,112	1,622,508	114,506	7,489	38,396	343,168	363,167	561,725	1,059,713	25,062	8,916
(支出)												
給付金	6,282,649											
負担金払込金		15,497,506	811,259	114,506								
掛金・組合員保険料払込金		9,866,606	811,249									
役員員給与							147,620	32,077	4,398	10,569	19,013	3,778
特定健康診査等費								16,509				
旅費・事務費							17,431	4,194	989	6,116	3,054	687
商品仕入									8			
飲食材料費									39,551			
委託費・委託管理費							5,846	1,248	261,281	376	203	3
支払利息					7,489	38,396				801,727	6,969	519
事務費負担金払込金							96,796					
退職者給付拠出金	70											
前期高齢者納付金	2,200,878											
後期高齢者支援金	2,533,427											
介護納付金	1,359,906											
連合会払込金	154,675											
連合会拠出金	581,453											
他経理へ繰入金	29,000							150,000		100,000		
その他支出	6,953						74,502	307,006	219,229	22,587	13,506	5,486
次年度繰越支払準備金	965,156											
計	14,114,167	25,364,112	1,622,508	114,506	7,489	38,396	342,195	511,034	525,456	941,375	42,745	10,473
差引当期利益金	320,776						973		36,269	118,338		
差引当期損失金								147,867			17,683	1,557
年度末支払準備金	965,156											
年度末資本剰余金									1,879,191			
年度末利益剰余金	500,964						253,193	1,029,185	174,616	18,458,447	1,253,405	423,626

令和 第五 六三 号外	発行 年月 日
告 示	区 分
第 四 二 〇 号	番 号
五 一	ペ ー ジ
表 中	行
146,767,567 118,554	誤
146,448,240 118,296	正

財
政
課

正
誤

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭